

## 「原子力安全対策支援パートナー協定」に関する覚書

国立大学法人長岡技術科学大学（以下「甲」という。）と小千谷市（以下「乙」という。）が、平成24年3月28日に締結した「長岡技術科学大学・小千谷市 原子力安全対策支援パートナー協定書」（以下「協定書」という。）第4条の規定により、本協定に基づく連携協力に関し、次の条項について覚書を交換する。

第1条 協定書第2条に定める甲の協力事項については、あくまで技術上の助言であり、最終的な行政上の判断は乙が行う。

第2条 本協定に基づく協力は永続的なものではなく、乙は、本協定に基づく人材育成を通じて、自律的な体制整備を進めるものとし、甲は、これを支援する。

第3条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の内容に疑義が生じたときは、その都度 甲乙協議の上定めるものとする。

本覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年6月26日

甲 新潟県長岡市上富岡町1603-1  
国立大学法人 長岡技術科学大学  
学 長 新 原 皓 一

乙 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号  
小千谷市  
小千谷市長 谷 井 靖 夫